

2-170

Q 利息支払の特約がある場合、貸主はいつからの利息を請求することができるか

A 借主が金銭その他の物（目的物）を受け取った日以後の利息

解説

今回の改正により、消費貸借契約においては特約がなければ利息を請求できないことと、上記のように利息の発生時期が明文化されました（民589）。利息の発生時期に関する民法589条2項は任意規定ですから、当事者間の合意により利息の発生時期を民法の規定より遅らせることは可能です。

2-171

Q 返還期日の定めがない消費貸借契約において、貸主はいつ返還を請求できるか

A いつでも相当の期間を定めて返還請求（催告）することができる

解説

返還期日の定めのない消費貸借契約の場合、貸主は相当の期間を定めて催告しなければ、借主に返還を請求できません（民591①）。この意義については、判例・学説に対立があります。

判例は、返還期日の定めがないとき借主は履行の請求の時から遅滞に陥り、催告がなかったことを抗弁として主張して、初めて相当の期

とにより借主はかえって不当な利益を得てしまいます。そこで民法は、このような場合には、物の返還に代えて価額で貸主に償還すべきものとししました（民592）。

価額を算定する時期は、本来であれば返還時期となるはずですが、その時期に物が無い以上価額の算定は困難であり、非常な高額になっているおそれもあります。そこで民法は、最後の市場価格である履行不能時の価額により算定するとしています（民592本文）。

なお、金銭の消費貸借において特殊の通貨で返還する約束がある場合で、その通貨が強制通用力を失ったときは、他の通貨で返還すべきものとされています（民592ただし書・402②）。

2-173

Q

使用貸借契約において貸主が任意に契約を解除できるのはいつまでか

A

借主が借用物を受け取るまで

解説

今回の改正により使用貸借は要物契約から諾成契約となりました（民593）。これに伴い、借用物（目的物）の引渡し前であれば貸主は任意に契約を解除できることとなっています。ただし、書面による使用貸借については、この限りではありません（民593の2）。

2-174

Q

使用貸借契約において契約が終了するのはいつか

A

① 期間の定めがある場合は、期間満了時

2-352

Q 居住建物の所有者が、配偶者に代わって居住建物の修繕をすることができるのはいつか

A 配偶者が居住建物の修繕をするのに必要と解される相当の期間を経過した後

解 説

配偶者は、配偶者居住権に基づき、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができます（民1033①）。配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができます（民1033②）。

なお、配偶者が自ら修繕する場合を除き、居住建物が修繕を必要とするときは、配偶者は居住用建物の所有者に対して遅滞なくその旨を通知しなければなりません（民1033③本文）。所有者が既に知っているときは、この通知は不要です（民1033③ただし書）。

2-353

Q 居住建物の所有者が一定の要件のもと消滅の意思表示をした場合のほか、配偶者居住権が終了するのはいつか

A 存続期間が満了したとき、配偶者が死亡したとき、居住建物の全部が滅失したときなど

解 説

配偶者居住権は、遺産分割協議、遺言又は家庭裁判所の審判で期間を定めたときはその期間が満了したときに終了します（民1030ただし書）。また、配偶者が死亡したとき（民1036・1030本文・597③）、居住建物

5-5

Q 所有権に関する登記申請において、登記義務者の登記識別情報の提供がなく、かつ当該登記申請前に登記義務者の住所変更がある場合、前住所へ事前通知をしないのは、当該登記申請がいつなされたときか

A 最後の住所変更登記の受付の日から3か月を経過しているとき

解説

平成16年法律123号による改正前の不動産登記法の時代には、保証書制度を悪用し、権利者の住所を登記簿上移転し、登記所からの通知が真実の権利者に届かないようにして不正な登記を申請する例が頻発したため、現行法では登記識別情報を提供しないでされた所有権に関する登記手続においては、原則として登記名義人の登記簿上の前住所にも事前に通知することになりました。ただし、当該権利に関する登記申請が最後の住所変更登記申請の受付の日から3か月を経過しているときなどは、前住所に通知を要しません（不登23②、不登規71②二）。

5-6

Q 登記申請の不備を補正できるのはいつまでか

A 登記官が定めた相当の期間内

解説

申請された登記が、管轄違い、登記事項でない場合、権限を有しない者の申請その他登記すべきでないときには、登記官は理由を付した決定で登記の申請を却下しなければなりません。しかし、その申請の

た、審判の確定は、その期間内にした即時抗告の提起により、遮断されます（家事74⑤）。

なお、即時抗告をすることができない場合、審判は、告知によって効力が発生すると同時に確定することとなります。

7-30

Q 審判の取消しや変更はいつまでできるか

A 原則として審判が確定した日から5年間

解説

家庭裁判所は、審判をした後、その審判を不当と認めるときは、①申立てによってのみ審判をすべき場合において申立てを却下した審判、②即時抗告をすることができる審判を除き、職権でこれを取り消し、又は変更することができます（家事78①）。しかし、審判が確定した日から5年を経過したときは、事情の変更によりその審判を不当と認めるに至ったときを除き、審判の取消し又は変更をすることができません（家事78②）。

7-31

Q 法令違反を理由とする変更の審判はいつまでできるか

A 審判が告知を受ける者に最初に告知された日から1週間以内

解説

法令違反を理由とする変更の審判については、民事訴訟法の規定が

